令和2年度 兵庫県会計年度任用職員(病院業務嘱託員) 採用選考案内(区分:一般A)

【 兵庫県緊急対応型雇用創出事業対象求人 】

病院業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和2年10月8日(木)~ 採用予定人員に達するまで
- ・試 験 日 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- •任用期間 採用日~令和3年3月31日
- ・勤務場所 兵庫県立尼崎総合医療センター

1 募集職種、採用予定人員等

| 職名 | 採用予定 人員 | 主な職務内容 | 勤務形態 |
|---------|------------|---|------------------|
| 病院業務嘱託員 | 5人程度 | ① マスクなどの医療物資の整理・運搬・在庫管理 ② 病院玄関(入口) 先等での来院者(患者等)の 検温や問診 ③ 院内の環境整備(椅子などの消毒・清掃作業) ④ 病院敷地内(屋外)の環境整備(除草など) ⑤ その他補助業務(事務・経理作業など) ※ 応募者の能力・適性を考慮し、担当業務を決定 します | 週29時間 (週4日勤務) |

- (注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。
 - ※ 職務内容の詳細は、総務課 清水 (06-6480-7000) までお問合せください

2 受験資格

- (1) 新型コロナウィルスの影響を受けた以下のいずれかの方(コロナ関係失業者等)
 - ア 解雇や雇い止め等、離職を余儀なくされた方
 - イ 内定取消等により就業機会を失った方
 - ウ 就業する機会を失っている方、就労が困難になっている方
 - ※ 以下の方は対象となりません
 - ア 在職求職者 (コロナの影響により離職が判明している方を除く)
 - イ 学業を本務とする学生
 - ウ 求職活動を行っていない方
- (2) 令和2年10月8日現在で18歳以上の方(年齢の上限は無し)
- (3) 任用の日に兵庫県立尼崎総合医療センターに勤務可能な方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考方法

(1) 選考方法

所定の応募書類および面接試験による選考

(2) 日 時

応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡

(3) 場 所

兵庫県立尼崎総合医療センター

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

TEL: 06-6480-7000

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真を貼付したもの)を提出してください。 なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。 兵庫県立尼崎総合医療センター総務課宛

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

封筒表に「病院業務嘱託員応募」と記入してください

※ 所定の応募書類は当院ホームページからダウンロードできます。(応募書類は郵送でもお送りできますので希望者は総務課 清水までご連絡ください)

5 合格発表

書類選考および面接試験後、7日以内に文書または電話連絡にて通知します

6 採用予定時期

採用日は、合格発表に併せて通知する予定です。

7 任用期間

採用日~令和3年3月31日です。

8 勤務条件等

(1) 給料月額 (地域手当を含む)

月額 126, 794 円~133, 468 円

- ※ 給料月額の算定は、職歴により個別に決定します。
- ※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。
- (2) 超過勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

(3) 通勤手当

正規職員に準じて支給します。(支給限度額の設定あり)

(4) 勤務時間

週29時間(週4日勤務)

- ① 8:00~16:15 ② 8:15~16:30 ③ 8:45~17:30 (休憩 60 分)[土日祝日休み]
- ※ 勤務時間および勤務曜日は、職務内容に応じて決定します
- (5) 休暇

年次有給休暇(5日)(令和2年11月1日~令和3年3月31日勤務の場合)

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※ 週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(7) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に 基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員と して正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。 また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。